同号を同表第二十二号とし、同表第二十七号から同表第二十九号までを四号ずつ繰り上げ、同表第三十号中「前条第一項第一号の表の第二十四号」を「前条第一項第一号の表第二十三号」に、「同表第二十四号」を「同表第二十三号」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表第三十一号から同表第三十三号までを四号ずつ繰り上げ、同表第三十四号中「前条第一項第一号の表第二十五号」を「前条第一項第一号の表第二十四号」に改め、同号を同表第三十号とし、同表第三十五号中「前条第一項第一号の表第二十六号」を「前条第一項第一号の表第二十五号」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表第三十六号中「前条第一項第一号の表第二十七号」を「前条第一項第一号の表第二十六号」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表第三十七号中「前条第一項第一号の表第二十八号」を「前条第一項第一号の表第二十七号」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表第三十八号中「298,000円」を「287,000円」に改め、同号を同表第三十四号とし、同表第三十九号を同表第三十五号とし、同表第四十号を同表第三十六号とし、同表第四十一号中「前条第一項第一号の表第三十号」を「前条第一項第一号の表第二十九号」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第四十二号を同表第三十八号とし、同表第四十三号を同表第三十九号とし、同表第四十四号中「前条第一項第一号の表第三十二号」を「前条第一項第一号の表第三十一号」に改め、同号を同表第四十号とし、同表第四十五号中「前条第一項第一号の表第三十三号」を「前条第一項第一号の表第三十二号」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表第四十六号を同表第四十二号とし、同表第四十七号中「三〇、〇〇〇、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇、〇〇〇円」に改め、同号を同表第四十三号とし、同表第四十八号中「前条第一項第一号の表第三十三号」を「前条第一項第一号の表第三十二号」に改め、同号を同表第四十四号とし、同表第四十九号を同表第四十五号とし、同表第五十号を次のように改める。

四十六	病院事業に係る追加費用の負担に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額から当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第二欄第九号に規定する病床の数に六七、二〇〇円を乗じて得た額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B×1.1）×145,000円

算式の符号	
A	前年度の3月31日現在における当該市町村の病院職員数として総務大臣が調査した数
B	昭和38年3月31日現在における当該市町村の病院職員数として総務大臣が調査した数

第三条第一項第三号イの表第五十一号から同表第五十五号までを四号ずつ繰り上げ、同表第五十六号中「前条第一項第一号の表第三十九号」を「前条第一項第一号の表第三十八号」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表第五十七号から同表第六十一号までを四号ずつ繰り上げ、同表第六十二号を削り、同表第六十三号を同表第五十八号とし、同表第六十四号を同表第五十九号とし、同表第六十五号中「38,200円」を「82,000円」に、「77,200円」を「131,200円」に改め、同号を同表第六十号とし、同表第六十六号中「826,000円」を「771,000円」に改め、同号を同表第六十一号とし、同表第六十七号を同表第六十二号とし、同表第六十八号を同表第六十三号とし、同表第六十九号中「前条第一項第一号の表第三十一号」を「前条第一項第一号の表第三十号」に、「453,686円」を「351,557円」に、「157,253円」を「193,682円」に改め、同号を同表第六十四号とし、同表第七十号を同表第六十五号とし、同表第七十一号中「平成十九年度の」を「平成二十年度の」に、「十五・一パーセント」を「十二・三パーセント」に、「〇・五三」を「〇・五五」に改め、同号一の表中「平成十九年度末」を「平成二十年度末」に改め、同号二中「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「十五・一パーセント」を「十二・三パーセント」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「〇・五三」を「〇・五五」に改め、同号を同表第六十六号とし、同表第七十二号を同表第六十七号とし、同表第七十三号を次のように改める。

六十八	不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院を経営していない市町村について、次の各号によつて算定した額（当該病院の運営費に対して行う市町村の助成の額を上限とする。）の合算額とする。

一　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院（以下「公的病院等」という。）に係る上欄に掲げる区分に従い、前年度の三月三十一日現在における中欄に掲げる種別の病床（感染症病床、同日現在において休診している病院の病床及び病床利用率が前三年度継続して零である病床の種別に属する病床を除く。以下同じ。）の数（次表第一号又は第二号の上欄に掲げる病院の病床の数が百を超えるときは、それぞれ百を超えた病床の数に二を乗じて得た数を控除して得た数とする。）に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの	一般病床等の数及び結核病床等の数の合計数（ただし、結核病床等を有する場合であつて、合計数が百を超えるときは、百から一般病床等の数を控除して得た数（負数となるときは、零とする。）を上限として結核病床等の数を加える。）	一、二三〇、〇〇〇円
イ　その有する病床が一五〇床未満であること。		
ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。		
二　右欄に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの	一般病床等の数及び結核病床等の数の合計数（ただし、結核病床等を有する場合であつて、合計数が百を超えるときは、百から一般病床等の数を控除して得た数（負数となるときは、零とする。）を上限として結核病床等の数を加える。）	八二〇、〇〇〇円
イ　その有する病床が一五〇床未満であること。		
ロ　当該病院が直近の国勢調査の結果による人口集中地区以外の区域に所在していること。		
三　四以外の病院	結核病床の数（第一号又は第二号の中欄のだし書において加えた数を除く。）	六六一、〇〇〇円
	精神病床の数（第一号又は第二号の中欄のだし書において加えた数を除く。）	五八八、〇〇〇円
四　リハビリテーション専門病院	一般病床等の数及び結核病床等の数の合計数	五〇〇、〇〇〇円